

**税務・財務情報** 第2807号

## 役員退職金の支給時の経理処理 ～どのタイミングで費用計上されるのか～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

### 株式会社企業トータル財務プラン



税 理 士 法 人 トータル財務プラン  
行 政 書 士 法 人 トータル財務プラン  
友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL: 078-221-7711 / FAX: 078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 役員退職金の支給時の経理処理

## ～どのタイミングで費用計上されるのか～

### 1 はじめに

企業が、退職する役員の勤労に対する報奨的給与として退職金を支給する場合があります。その場合の役員退職金の支払金額の計算や企業の経理方法等は、税法上で定められています。今回は、企業が役員退職金を支給するときの経理処理について詳しく解説します。

### 2 役員退職金とその金額について

#### I. 役員とは

法人税法上の役員とは、次の者をいいます。

- ①取締役・執行役・会計参与・監査役・理事・幹事及び清算人
- ②上記以外の者で、その法人の経営に従事しているものと認められるもの

#### II. 退職金とは

退職金は、企業が退職する方に対して退職という事実があったときに一時に支給するものです。

一定の分掌変更等に該当し、役員の地位や職務内容が激変し、実質的に退職したと認められる役員に対して支給するときも、退職金として取り扱うことができます。

ただし、原則として法人が実際に支払ったものに限られ未払金等に計上されたものは除きます。

#### III. 役員退職金の金額の計算

役員退職金の金額の計算は、以下の方法があります。

##### ①功績倍率法

最終報酬月額に勤続年数を乗じた金額の役員退職金に、同業・類似規模の他法人における功績倍率を乗じて算定する方法です。

## ② 1年あたり平均額法

類似法人における役員退職給与について、その1年あたりの平均額を求め、これに退職する役員の勤続年数を乗じて算定する方法です。

### 3 支給する法人の経理処理・源泉徴収の時期

企業が役員に対して退職金を支給するときは、それを一時の費用として損金計上します。しかし、退職金を分割で支給するときは退職金でなく退職年金という考えもあり、その場合は長年にわたる費用として損金計上します。それぞれ、損金計上できる時期が異なります。また、いずれの場合も役員から源泉所得税を徴収します。

#### I. 役員退職金の場合

##### ① 経理処理

役員退職金が損金計上される時期は以下のとおりです。

イ.原則 株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度。

※この場合の株主総会の決議等とは株主総会その他これらに準ずるものの決議又はその委任を受けた取締役会の決議をいいます。

ロ.例外 法人がその退職金を支給する日の属する事業年度において、支給する金額を損金経理した場合には、その事業年度とすることもできる。

※法人の資金調達の事情で分割して支給する事も、実際に企業の実体として充分あり得るため、法人税法上ではこれを認めています。

##### ② 源泉所得税を徴収する時期

退職金の支払い時に、源泉所得税を徴収します。

※退職する役員から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合と受けていない場合には源泉徴収する金額は異なりますので注意が必要です。

#### II. 役員退職年金の場合

##### ① 経理処理

退職年金は長期にわたって支給されるものであり、費用が一括で発生するものではないため、支払時に損金計上することが妥当と考えられます。よって、法人が退職した役員に対して支給する退職年金は、当該年金を支給すべき事業年度に損金に計上します。

##### ② 源泉所得税を徴収する時期

退職年金を支給する際に、源泉所得税を徴収します。

### (参考)退職金又は退職年金を受け取った役員の確定申告について

#### I. 退職金として受け取ったときの確定申告

##### ① 所得区分

退職金を受け取った年分の退職所得として区分されます。

退職金が退職所得に区分されたときは、長年の勤労に対する報奨的な性格があるため、納税者の税負担が軽くなるように、以下のような配慮があります。

イ. みなし経費として退職所得控除が設けられている。

ロ. 収入金額から退職所得控除を差し引いた金額の 1/2 が所得金額になる。

ただし、勤続年数 5 年以下の役員の場合は、1/2 の適用はない。

ハ. 申告分離課税(他の所得と分離して所得税を計算)制度の適用がある。

## ②申告方法

退職金の受け取りのときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出している役員は、その際に、正規の所得税の額が源泉徴収されるため、確定申告は不要です。

一方、退職金の受け取りのときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、その際に退職金の受け取り額の 20.42%が源泉徴収されていますが、退職所得の受給者本人が確定申告を行うことにより所得税の額の精算をします。

## Ⅱ. 退職年金として受け取ったとき

### ①所得区分

所得区分は、年金の受給した日の年分の雑所得として区分されます。

### ②申告

他の所得金額と合計して所得税の額を計算します。

## 4 まとめ

役員は企業に対する貢献度が大きいため、退職金の金額が高くなる事も予想されます。

そのため資金調達の面から退職金の支払いを一括ではなく分割で支給することあります。そのような企業の実態を考慮する理由から、退職金の損金算入時期は、例外的な方法も認められ、そのときの状況に応じて会計処理ができます。そのためには、株主総会議事録等に分割で支給することになった経緯等の合理的な理由を明記しておく必要があります。

役員退職金の事前準備として、**1**で説明した役員の範囲や一定の分掌変更等に該当したときの退職金の取り扱い、役員退職金の金額の計算等を税法上の形式的なものだけではなく、個々の事情により判断する事が必要です。

最近の税務調査は、役員退職金に対して特に厳しい目線で調査を行います。退職した役員の実態はどうなのか、本当に経営から離れているのか。役員退職金は税務上、非常に厄介な問題があります。役員退職金を支給する予定がありましたら事前に弊社担当者と協議していただけたらと思います。